

	<p>また、後ほど委員会協議会の中でも、色々と話題になりました学力テストの関係でご報告をさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>それでは、議事に入ります。最初に御教議第20号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、御教議第20号について説明いたします。初めに議案書2ページをご覧ください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>次ページをご覧ください。当議案は学校設置審議会委員の任期が平成26年3月末に期限を迎えましたので、新たにこの名簿に記載された方に委嘱したく承認を求めるものです。</p> <p>また、名簿に下線のある方、2番の瀬戸亮策様から6番の杉山一郎様についてが新委員、その他の方については再任となります。</p> <p>なお、任期は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となります。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ただ今御教議第20号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質 疑)	
教育委員長 職務代理者	<p>質疑も無いようですので本案を原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長 職務代理者	<p>ご異議がないようですので、御教議第20号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」は、原案とおりに承認することに決しました。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>次に、御教議第21号「御殿場市就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました御教議第21号について内容説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは議案書の5ページをご覧ください。就学指導委員会は特別な支援を必要とする児童・生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学指導の適性を期するために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置するものです。</p> <p>条例の規定により構成員は15人以内とし、医師会、知識経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育園関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をし、任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間となっております。</p>

	<p>しかし、委員のうち3人の方が人事異動等により辞職となることから、御殿場市就学指導委員会設置条例第3条3項により前任者の在任期間である平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間委員を委嘱又は任命するものです。</p> <p>具体的には、民生委員児童委員の高橋さと江様から勝間田美佐子様へ、要保護児童対策調整員の砂山孝一様から家庭相談員の長田つや子様へ、保健師の荻由美子様から三輪亜希子様へ前任者の在任期間をお願いするものです。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ただいま御教議第21号について説明がなされました。3人の方が交代して在任期間をお願いするということのようです。本案について質疑を求めます。</p>
(質 疑)	
教育委員長 職務代理者	<p>質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長 職務代理者	<p>ご異議がないようですので、御教議第21号「御殿場市就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>次に、御教議第22号「御殿場市就園指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>それでは、御教議第22号について内容説明いたします。議案書6ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、7ページをお開きください。この就園指導委員会は特別な支援を必要とする幼児が入園しようとする、又は在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置するものです。</p> <p>条例の規定により構成員は10人以内とし、御殿場市医師会、知識経験を有する者、幼稚園及び保育園関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をし、任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間となっております。</p> <p>しかし、委員のうち1人の方が辞職となることから、御殿場市就園指導委員会設置条例第3条3項により前任者の在任期間である平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間委員を委嘱するものです。</p> <p>具体的には民生委員児童委員協議会の高橋さと江様から主任児童委員の岩田いつ子様へ前任者の在任期間をお願いするものです。</p>

教育委員長 職務代理者	ただ今御教議第 2 2 号について内容説明がなされましたが、これも第 2 1 号と同様委嘱されていた委員の変更に伴うものです。本案について質疑を求めます。
(質 疑)	
教育委員長 職務代理者	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長 職務代理者	ご異議がないようですので、御教議第 2 2 号「御殿場市就園指導委員会印の委嘱について」は、原案どおり承認することに決しました。
教育委員長 職務代理者	次に、御協議第 2 3 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。
学校教育課長	御協議第 2 3 号について内容の説明を申し上げます。8 ページをご覧ください。 (議案書朗読) 御殿場市立学校結核対策委員会は御殿場市立学校における結核対策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づく御殿場市教育委員会の附属機関として設置しており、学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関する事など主として 4 つの所掌事務において調査及び審議をお願いしております。 9 ページに名簿がございます。今回全員の任期が平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となりました事から関係機関より推薦をいただき、新たな委員の委嘱または任命にあたり教育委員会の承認を求めるものであります。 結核対策委員会は設置条例の規定により 1 0 人以内で組織する事となっており、今回承認をお願いする委員は 8 人であります。 内訳は、御殿場市医師会の代表 4 人、御殿場保健所長 1 人、御殿場市立学校関係者 2 人、市職員 1 人となっており、御殿場市立学校関係者のうち、南中学校養護教諭以外はいずれも前回からの継続となります。 今回承認をいただきますと、委員の任期は平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となります。
教育委員長 職務代理者	ただ今、御教議第 2 3 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質 疑)	
教育委員長 職務代理者	質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)	
教育委員長 職務代理者	ご異議がないようですので、御教議第23号「御殿場市立学校結核対策委員の委嘱又は任命について」を原案とお認することに決しました。
教育委員長 職務代理者	次に、御教議第24号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。
学校給食課長	議案書10ページをご覧ください。 (議案書朗読) 11ページをご覧ください。御殿場市立学校給食センター運営委員会は学校給食センター条例で、給食センターの運営に関する必要な事項を審議するために設置を定められています。運営委員会の組織は20人以内で、市立学校長、学校校医、学校薬剤師、学校PTA代表者、その他教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が依嘱するもので、任期は1年で再任を妨げないものです。 11ページの名簿の中で、5番勝又様、6番富井様、8番長田様、17番渡邊様、18番中村様が再任でございます。
教育委員長 職務代理者	ただ今御教議第24号について内容説明がされました。5人の方が再任後は変更ということのようです。本案について質疑を求めます。
(質 疑)	
教育委員長 職務代理者	質疑もないようですので、本案を原案とお認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長 職務代理者	ご異議がないようですので御教議第24号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を原案とお認することに決しました。
教育委員長 職務代理者	次に、御教議第25号「平成26年度就学援助について」を議題とします。 本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育課長	議案書の12ページをお開きください。 (議案書朗読) 今回、認定のご審議をお願いいたしますのは、平成26年度就学援助の申し出がありました23人で、新規の申し出が22人、認定区分変更が1人であります。

	<p>具体的な内容につきましては後ほど担当者から説明をさせますが、認定理由は準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者11人、保護者の職業が不安定な世帯の者10人、保護者の生活状態が悪い世帯の者1人、教育扶助費受給世帯の者1人となっております。</p> <p>提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは、内容について私の方からご説明申し上げます。御教議第25号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の申請は小学生16人、中学生7人の計23人でございます。</p> <p>資料は1ページから4ページまでが申請者一覧表、5ページから103ページまでが申出書と所得関係等資料、105ページから107ページまでが生活保護費等計算書、また、109ページから111ページまでが要保護児童への区分変更関係資料となっております。</p> <p>申請者一覧表の項目は、左から番号、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。</p> <p>それでは、申請者一覧表に基づき、No.1の方から順次ご説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>資料に関する説明は以上でございます。最後に、認定日と支給開始日についてご説明申し上げます。</p> <p>今回申し出が承認されますと、認定日は平成26年5月31日付け、支給開始日が6月1日付けとなりますが、小学校の新1年生と中学生の新1年生に関しましては、支給開始日を4月1日付けに遡り支給をいたします。</p> <p>この遡り措置につきましては、4月末までに就学援助の申し出がなされ、今回の教育委員会で認定されたものまでが対象となります。</p> <p>以上で内容説明を終わりといたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
教育委員長 職務代理者	<p>ただ今、御教議第25号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質 疑)	
教育委員長 職務代理者	<p>他に質疑もないようですので、本案について一部修正して承認することにご異議ございませんか。</p>

(異議なし)	
教育委員長 職務代理人	ご異議がないようですので、御教議第25号「平成26年度 就学援助について」は、一部修正して承認することに決ま した。
教育委員長 職務代理人	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。
(秘密会を解く)	
教育委員長 職務代理人	他に何かございますか。
教育委員長 職務代理人	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員 会5月定例会を閉会といたします。 午後1時43分閉会
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 4番委員 _____ 5番委員 _____